

社会福祉法人国見町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人国見町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会及びその他の会議等に出席したときは、報酬として日額4,000円を支給する。

(費用弁償及び旅費)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会及びその他の会議等に出席したときは、利用する交通手段の種類に関わらず、費用弁償として、日額2,000円を支給する。

2 役員等が、その職務のために出張した場合、その出張のために必要な交通費の実費が、前項に規定する費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人国見町社会福祉協議会旅費規程に基づき、旅費を支給する。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等が、その職務のため、理事会その他の会議等に出席した都度とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和元年7月1日から施行する。